

第1回 本山町都市計画審議会

資 料

平成29年3月7日

○本山町都市計画審議会条例

(平成 28 年 9 月 16 日条例第 34 号)

(設置)

第1条 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 77 条の 2 第 1 項の規定に基づき、本山町都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、次に掲げる者につき、町長が任命する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験のある者 4 名以内
 - (2) 町議会の議員 2 名以内
 - (3) 関係行政機関若しくは県の職員又は町の住民 2 名以内
- 2 任命される委員の任期は、2 年とする。ただし、その職をもって任命された委員の任期は、委員としての任期中であってもその職の任期満了若しくはその職を辞したときは、委員を辞したものとみなす。
- 3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員は、非常勤とする。
- 6 町長は、委員としてふさわしくないと判断した場合には、委嘱期間の途中でも任用を取り消すことができる。

(臨時委員及び専門委員)

第3条 審議会に、特別の事項を調査審議させるために必要があるときは、臨時委員を若干名置くことができる。

- 2 審議会に、専門の事項を調査させるために必要があるときは、専門委員を若干名置くことができる。
- 3 臨時委員及び専門委員は、町長が任命する。
- 4 臨時委員は当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 5 臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる者につき任命された委員のうちから委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(議事)

第5条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ会議を開くことができない。

- 2 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、会長の決する所による。

(幹事)

第6条 審議会に審議会の会務を処理するために幹事若干名を置く。

2 幹事は、町の職員から町長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、会務を処理する。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、建設課において処理する。

(報酬)

第8条 委員及び臨時委員並びに専門委員の報酬は、地方自治法第 203 条による職員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法条例（昭和 34 年条例第 14 号）の別表の審査会、審議会及び調査会等の委員の報酬額を準用する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

都市計画法（抜粋）

（昭和四十三年六月十五日法律第百号）

（市町村都市計画審議会）

第七十七条の二 この法律によりその権限に属させられた事項を調査審議させ、及び市町村長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議させるため、市町村に、市町村都市計画審議会を置くことができる。

3 市町村都市計画審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める基準に従い、市町村の条例で定める。

景観法（抜粋）

（平成十六年六月十八日法律第百十号）

（策定の手続）

第九条 景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

2 景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、都市計画区域又は準都市計画区域に係る部分について、あらかじめ、都道府県都市計画審議会（市町村である景観行政団体に市町村都市計画審議会が置かれているときは、当該市町村都市計画審議会）の意見を聴かなければならない。

8 前各項の規定は、景観計画の変更について準用する。

（景観協議会）

第十五条 景観計画区域における良好な景観の形成を図るために必要な協議を行うため、景観行政団体、景観計画に定められた景観重要公共施設の管理者及び第九十二条第一項の規定により指定された景観整備機構は、景観協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。この場合において、景観行政団体等は、必要と認めるときは、協議会に、関係行政機関及び観光関係団体、商工関係団体、農林漁業団体、電気事業、電気通信事業、鉄道事業等の公益事業を営む者、住民その他良好な景観の形成の促進のための活動を行う者を加えることができる。

都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令（抜粋）

（昭和四十四年二月六日政令第十一号）

（市町村都市計画審議会の組織）

第三条 市町村都市計画審議会を組織する委員は、学識経験のある者及び市町村の議会の議員につき、市町村長が任命するものとする。

2 市町村長は、前項に規定する者のほか、関係行政機関若しくは都道府県の職員又は当該市町村の住民のうちから、市町村都市計画審議会を組織する委員を任命することができる。

（会長）

第四条 審議会に会長を置くものとし、学識経験のある者につき任命された委員のうちから委員の選挙によつてこれを定めるものとする。

本山町景観条例

（平成 24 年 12 月 17 日条例第 26 号）

（景観審議会）

第 15 条 良好な景観の形成に関する重要な事項を調査審議するため、本山町景観審議会を置くことができる。

2 審議会は、町長の諮問に応じ、景観の形成に必要な事項を調査し又は審議するものとする。

3 審議会は、景観の形成に関する事項について、町長に意見を述べることができる。

本山町景観審議会設置条例

（平成 24 年 12 月 17 日条例第 28 号）

（所掌事務）

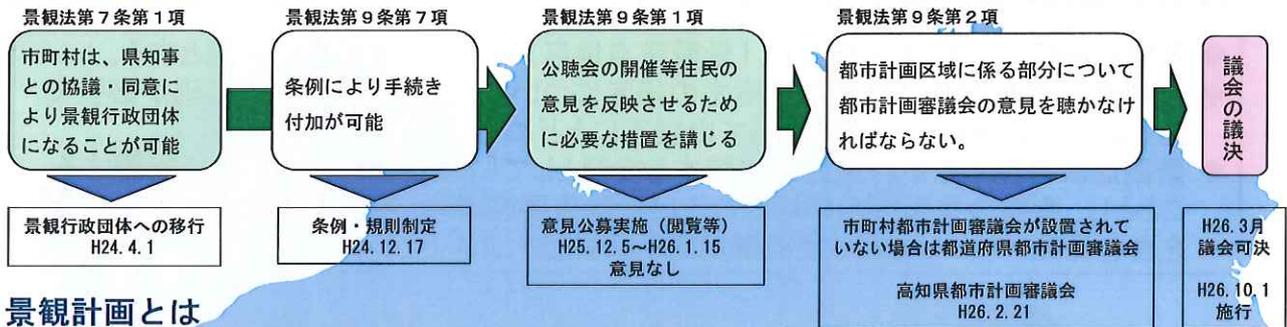
第 2 条 審議会は、町長の諮問に応じ、本山町の良好な景観形成に関することについて、必要な調査及び審議を行う。

本山町景観計画について

本山町政策企画課

景観計画について

景観計画の策定手続



景観計画とは

「景観計画」とは「景観法」において景観行政団体が法の手続きに従って定める「良好な景観の形成に関する計画」である。

◆ 景観法により、「景観行政団体」に指定された自治体は、良好な景観の形成に関する基本方針、行為の制限に関する事項（建築のデザインや色彩、壁面の位置など）を「景観計画」として定めることができる。

◆ 計画が適用された「景観計画区域」では、建物の新築や改築などの際、都道府県や市町村に届け出が必要となる。

計画の基準を満たしていない場合、自治体は勧告や変更命令を出すことができる。

景観計画と景観条例の関係

景観計画は、景観法に基づき制定される良好な景観の形成に関する計画であり、その規制内容の一部を条例に委任することができる（景観法の委任条例）仕組みとなっている。



本山町景観計画

景観計画の目的

本山町の豊かな自然や農林資源、歴史的・文化的資源などの良好な景観を、町・町民・事業者等が協働して保全・整備し、風土に根ざした生業を活性化させ、景観の形成と経済の発展とともに調和させることにより、町民一人ひとりが幸せを実感し、心豊かで希望の持てるまちづくりの実現に寄与する。

基本理念

本山町のすぐれた景観は、町民共有の財産であり、町民が将来にわたってその恩恵を享受していくために、町・町民・事業者等が景観に対する責任と適切な役割分担などが、協働の基に形成されなければならない。

基本方針

- 緑なす山々・豊かな清流・悠久(ゆうきゆう)の歴史、その恵みを未来につなぐ —
- (1) 自然、文化、歴史の特色をいかす
 - (2) 多様性を大切にしながら、自然と社会の調和を育む
 - (3) 良好な景観を地域経済と地域社会の発展に活用する
 - (4) 必要なことを付け加え、不要なものを減らしていく
 - (5) 町民の力を合わせ、こころ豊かな町をつくる
 - (6) 計画の再確認と見直しを定期的に行う

本山町景観計画

良好な景観形成に関する方針(抜粋)

- ◆ 景観計画区域の指定は行うが、「景観重点地区」については将来の課題とする。
- ◆ 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定については、所有者等との協議が必要であることから、あくまでも候補としての提案にとどめる。
- ◆ 景観形成に係る施策の策定等に関する機関として「本山町景観審議会」を設置することとし、今後の景観計画の見直し及び景観重要建造物・景観重要樹木の追加指定を含む見直しについては、景観審議会での検討をすすめる。

地区別に関する方針

景観計画区域

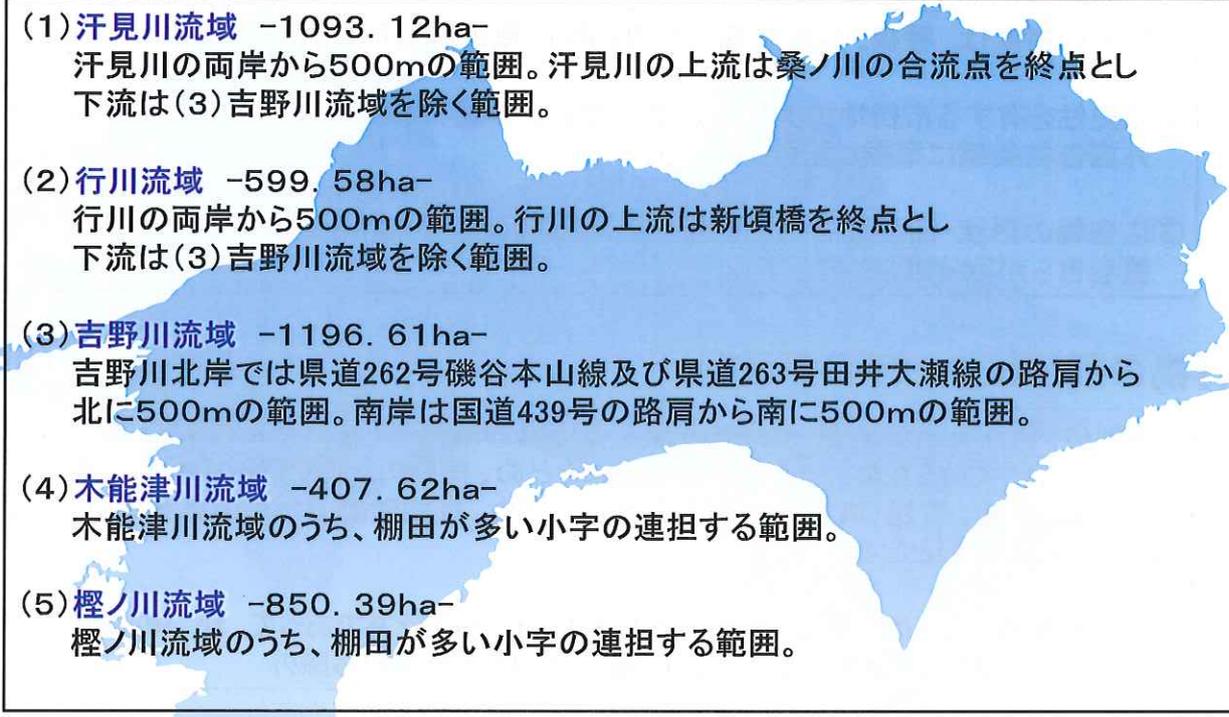
届出対象行為を定め、景観形成の基準を示して、良好な景観の形成のための規制を明示するが、あくまでも「ゆるやかな規制」としたうえで、対話と協議に基づく「誘導」を基本とする。

その他の区域

成文的な規制等はないが、景観計画区域に準じた景観の形成がなされるように、町民及び事業者等による景観形成への努力と協力に期待する。

本山町景観計画

景観計画区域の設定

- 
- (1) 汗見川流域 -1093.12ha-
汗見川の両岸から500mの範囲。汗見川の上流は桑ノ川の合流点を終点とし下流は(3)吉野川流域を除く範囲。
- (2) 行川流域 -599.58ha-
行川の両岸から500mの範囲。行川の上流は新頃橋を終点とし下流は(3)吉野川流域を除く範囲。
- (3) 吉野川流域 -1196.61ha-
吉野川北岸では県道262号磯谷本山線及び県道263号田井大瀬線の路肩から北に500mの範囲。南岸は国道439号の路肩から南に500mの範囲。
- (4) 木能津川流域 -407.62ha-
木能津川流域のうち、棚田が多い小字の連担する範囲。
- (5) 樫ノ川流域 -850.39ha-
樫ノ川流域のうち、棚田が多い小字の連担する範囲。

本山町景観計画

景観重要建造物の指定方針

景観計画区域内の良好な景観の形成に重要であって、次に掲げる特性のいずれかに該当する建造物を、景観的な保護対象として指定する。

- ①歴史的景観等、周辺の良い景観に寄与しているもの
- ②デザイン性に優れ、造詣の規範になっているもの
- ③再現することが容易でないもの
- ④住民に親しまれ、地域のシンボリック的存在となっているもの

景観重要樹木の指定方針

景観計画区域内にあって、その地域の景観特性を表し、公道等による接近が可能で、公共場から見える樹木を、景観的な保護対象の候補として指定する。

景観重要公共施設の指定候補

吉野川流域区域にあって、吉野川を横断する橋梁を指定候補とする。国及び高知県など関係機関との協議を経て、対象とする橋梁を確定する。「井」を用水路という公共施設として指定する。

本山町景観計画

屋外広告物等に関する方針

- ①規制の対象は、看板、広告板等及び自動販売機の設置とする。
- ②歴史性を有する市街地の景観及び農村景観との調和を図ることを目的に、高知県屋外広告物条例に準拠した規制を行う。
- ③広告物の形状・面積等の規制を行うが、周辺景観との調和を図ることについては、設置者自らが取り組むものとする。

行為の制限についての考え方

規制の内容(行為の制限)や届出を要する行為の規模等(届出行為の規模)は、行為者が守りやすくするため、ゆるやかな内容にとどめ、同時に、景観形成のために有効なものとするため、町民・事業者等への啓発につとめ、景観形成のための施策の拡充を図ることが町の責務となる。

行為の規模としては、町民・事業者等が平常的に行う行為であって、かつ町民がその創意として是認することができる程度の規模は、届出行為から除外

本山町景観計画

行為の規制等に関する事項

景観計画区域における行為の制限

項目	景観計画区域
①生態系の保全	重要な動植物の保全のため、振動・騒音・濁水・排水等の対策に配慮すること。
②景観の保全	裸地及び屋外における土石、廃棄物等の集積又は貯蔵物品の露出を抑制し、遮蔽措置を講ずること。鉱物等の採取にあっても同様の配慮を求める。石垣の保全、自然景観の保全、法面の緑化、緑地の保全に配慮すること。
③建築物・工作物の高さ	建築物：高さが20mを超えないこと。
④建築物・工作物の色彩	色彩：マンセル値10未満とする。周辺の景観と調和するものであること。
⑤建築物の形態意匠	屋根：勾配屋根を基本とし、適度な軒の出を持つように図ること。 外観：外部の材料は原則として和風感のある素材を使用し、外壁等の形態及びこれらの素材が周辺の景観と調和するものであること。
⑥眺望景観 (稜線の分断)	稜線を分断しないよう努めること。
⑦看板、広告板、自動販売機等の設置	色彩：マンセル値10未満とする。 蛍光色を使用しないこと。 周辺の景観と調和するものであること。

本山町景観計画

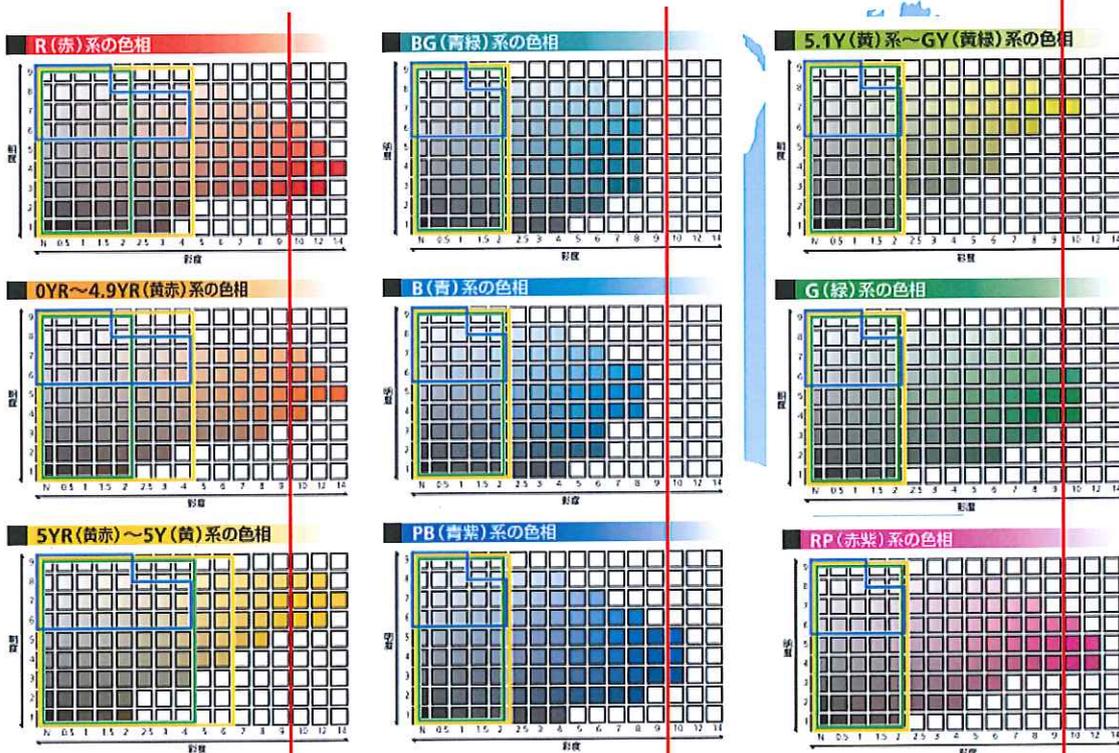
行為の規制等に関する事項

景観計画区域における届出行為の規模

行為	景観計画区域
① 鉱物の採掘又は土石の採取	1,000㎡以上、又は高さ3mを超えるもの。
② 屋外における物品（土石、廃棄物等）の集積又は貯蔵	1,000㎡以上、又は高さ3mを超えるもの。
③ 土地の形状変更	1,000㎡以上。
④ 建物、工作物の新築、増築、改築、移転又は撤去	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物 延面積100㎡以上、又は高さが10mを超えるもの。 ・ 工作物 1,000㎡以上、又は高さ5mを超えるもの。
⑤ 建築物の色彩の変更	行為面積の合計が10㎡以上のもの。
⑥ 森林（天然林及び植林の伐採）	森林の伐採：100,000㎡以上。
⑦ 看板、公告板等の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区域指定：高知県屋外広告物条例に準じる。 ・ 一辺が4mかつ表示可能面積が4㎡以下を除く。

本山町景観計画

・マンセル値（色彩基準による使用可能色の範囲）





[HOME](#) > [くらしのガイド](#) > [政策企画課](#) > 本山町景観計画変更案のパブリック・コメントを実施します

本山町景観計画変更案のパブリック・コメントを実施します

政策企画課：2017/02/22

計画等の概要

本山町では、豊かな自然や農林資源、歴史的、文化的資源などの良好な景観形成を図るため、地域の特性に応じた景観づくりの基本的な方針や取り組み、建築物・工作物などの行為の基準を定める「本山町景観計画」を平成26年に策定しました。

このたび、景観計画の一部を変更するにあたり、皆様から広くご意見・ご提言をいただくため、パブリック・コメント(ご意見の募集)を実施します。

[景観計画変更\(案\)について](#)

意見の募集期間

平成29年2月21日(火)～平成29年3月6日(月)

意見の提出方法

『ご意見記入用紙』をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、郵便・ファクシミリ・電子メールのいずれかの方法によりお送りいただくか、直接お持ちください。(下記の受付時間内)

※ 電話または来庁による口頭でのお申し出につきましては、受付できませんのでご了承ください。

※ お寄せ頂いたご意見につきましては、個別の回答はいたしませんのでご了承ください。

[ご意見記入用紙](#)

ご意見の提出先・お問い合わせ先

本山町政策企画課(本山町役場西庁舎2階)

【住所】〒781-3692 高知県長岡郡本山町本山504番地

【電話番号】0887-76-3915

【ファクシミリ】0887-76-2943

【電子メール】kikaku@town.motoyama.kochi.jp

【受付時間】月曜日から金曜日の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時30分まで

 [担当課へのご質問・ご意見](#)